

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託仕様書

1 業務名

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託

2 委託期間

契約日～令和8年12月28日(月)

3 委託場所

福島市の指定する場所

4 目的

- ・本事業は「みらいを描く市町村等支援事業助成金」を活用し、地域の個性を生かした取り組みを実施し、将来にわたり活性化を図るもの。
- ・福島市の首都圏から新幹線で90分というアクセスの良さ、日帰りでも宿泊でも楽しむことができる環境、一人でも友人とでも家族とでも楽しめる観光素材の魅力を、「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」として「遊んでもいい」「食べてもいい」「癒されてもいい」をキャッチフレーズにプロモーションし、本市への誘客及び周遊促進を図る。

5 本事業のターゲット層

首都圏在住者

6 本事業のKPI

(1)【パンフレット制作】首都圏からの観光客入込数 330万人

※本市全体の観光客入込数は、発注者から提示する。

(令和7年本市観光客入込数:857万人)

本市観光客の首都圏比率については、アンケート等を実施し推計すること。

(2)【WEB プロモーション】ふくしまステイ関連動画の視聴回数 135万回(累計)

※下記 7(1)②に記載の WEB プロモーションの広告配信により達成すること。

視聴回数はすべての動画の視聴回数の総計で差し支えない。

※総視聴回数:1,079,448 回(令和8年4月13日現在)

(3)【SNS プロモーション】Instagram フォロワー数 1万人(累計)

※下記 7(1)④に記載の既存アカウントの累計フォロワー数とする。

※フォロワー数:4,369 人(令和8年4月13日現在)

令和7年4月11日:1,758人

12月3日:3,375人

(4)【旅行商品造成】造成商品の取扱額(宿泊) 2億7千万円

※令和7年度取扱額:2億4千万円

(5)【体験コンテンツ販路拡大】

造成及びブラッシュアップを行う体験コンテンツ数 7件(累計)

7 委託業務内容

(1) 誘客プロモーション事業

① パンフレット制作

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」パンフレットの刷新

・部数 20,000部

・規格 A5判、両面フルカラー、中綴じ製本、16ページ以上。

その他の規格については自由に提案できるものとする。

・デザイン 「ふくしまステイ。」のロゴ、「遊んでもいい。」「食べてもいい。」「癒されてもいい。」のキャッチコピーとカラーは既存のパンフレットと同様のデザインを用いること(既存のパンフレットは「仕様書別紙1」のとおり)。

・内容 既存の掲載記事の修正や若干の入れ替えに加え、吾妻山麓エリア、福島三名湯の紹介やモデルコースの設定も加えること。

・その他 掲載施設への掲載内容の確認を行うこと。

② WEBプロモーション

・以下のア～ウの広告配信手段を用いて、誘客につながる効果的なプロモーションを行うこと。

ア YouTube 広告配信

イ Google 広告配信

ウ インスタグラム等のSNSを使った広告配信

・年齢層・興味関心等のターゲット設定を適切に行い、効果的な配信設計とすること。また、設定の根拠も示すこと。

・広告配信期間は、トータルで6週間以上とすること。配信手段は上記ア～ウを自由に組み合わせることができる。

・広告配信を行う際は、以下の動画 または 新たに作成した動画素材を使用すること。

■『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』- 夏旅 -(ショート ver.)

<https://www.youtube.com/watch?v=CiSgsZA8ps>

- 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』- 遊んでもいい。 -
<https://www.youtube.com/watch?v=zRSpd2l0SgA>
- 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』- 食べてもいい。 -
<https://www.youtube.com/watch?v=nS14Ja5gd6E>
- 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』- 癒されてもいい。 -
<https://www.youtube.com/watch?v=KFK4WxLI6rg>

③SNS プロモーション

ア インスタグラム既存アカウントの運用

- ・観光交流推進室公式アカウント「わくわくふくしま」にて、委託期間中、週2回以上の定期投稿を行うこと。
- ・投稿内容は、観光資源、イベント情報、季節の魅力等を訴求するコンテンツを制作・発信すること。
- ・アカウント運営の具体的な方針、投稿内容等については、発注者および受注者が協議の上、決定するものとする。

イ インスタグラムフォローキャンペーン

- ・観光交流推進室公式アカウントをフォローし、指定された投稿に「いいね」を行うことで、参加者に抽選で賞品が当たるフォローキャンペーンを1回行うこと。
- ・キャンペーンに使用する投稿画像やキャプションを作成すること。
- ・キャンペーン周知の広告を配信し、効果的な期間を設定すること。
- ・キャンペーン参加者の集計、当選者の抽選、賞品の手配と発送を行うこと。

④旅行商品造成・販売

ア 旅行商品造成

- ・市内宿泊施設を支援し、旅行商品を造成すること。
- ・「ふくしまステイ。」を商品名に入れる、ロゴを活用する等により、認知促進を図ること。
- ・旅行商品には食・温泉・体験等の福島市らしい楽しみ方ができる内容を含むこと。

イ 旅行商品販売

- ・上記アで造成した旅行商品を、オンライン旅行サービス(以下OTA)等を通して販売すること。
- ・旅行商品の予約・販売状況については毎月1回報告すること。

ウ 販売プロモーション

- ・造成した旅行商品を、プロモーションすること。
- ・媒体は効果的なものを提案すること。

(2)コンテンツ販路拡大事業

① 体験コンテンツの販路拡大

ア 体験コンテンツの販路拡大

- ・下記イ、ウで造成・伴走支援を行う体験コンテンツを、OTA等を通してWEB上で販売すること。

イ 体験コンテンツの造成

- ・下記ウの事業者とは異なる事業者による体験コンテンツの造成に努めること。
- ・造成を行う体験コンテンツは発注者と協議の上決定する。
- ・造成を行う体験コンテンツは3件以上とすること。
- ・造成を行った体験コンテンツのタリフを作成すること。

ウ 既存体験コンテンツの伴走支援

- ・令和7年度に本事業で造成した体験コンテンツについて、事業者のフォローアップを行いながら、販売・プロモーション・内容改善を一体的に支援し、事業者の自走化および継続的な誘客につなげる伴走型支援を実施すること。
- ・伴走支援を行う体験コンテンツは発注者と協議の上決定する。
- ・伴走支援を行う体験コンテンツは以下のうち3件以上選定すること。

令和7年度造成コンテンツ

- 日帰り温泉＋温泉たまご＋湯庵プリン＋フェイスタオルプラン
(土湯温泉 源泉湯庵ニュー扇屋)
- ワンちゃんと一緒にカフェプラン
(土湯温泉 源泉湯庵ニュー扇屋)
- ぶどう＋梨60分食べ放題プラン
(まるえ果樹園)
- シャインマスカット60分食べ放題プラン
(まるえ果樹園)
- フルーツ大福製造体験プラン
(祝いの銘菓 果寿庵)
- 切り絵葉っぱアーティストリトさんの世界初の美術館 観覧プラン
(リトリーフアートミュージアム)

エ 体験コンテンツプロモーション

- ・上記イ、ウで造成・伴走支援を行う体験コンテンツをプロモーションすること。
- ・媒体は効果的なものを提案すること。

8 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

(1)実績報告書

業務終了後10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。実績報告書には、事業に係るデータを含めること。

(2)その他、発注者が必要と認める資料

9 本委託の実施上の留意事項等

(1)実施体制・業務主任等

- ① 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ③ 受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2)委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における福島市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。

(3)仕様の変更等

受注者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(4)業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容・活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(5)その他

- ① 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- ② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。

10 著作権に関する事項

- ① 本業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む)は、発注者に属する。
- ② 受注者は本成果物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者

人格権についても行使させないことを約するものとする。

- ③ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 守秘義務に関する事項

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。発注者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

12 その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする

13 所管課

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:佐藤、小沢)

電話:024-572-5718

E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp